

令和6年第4回
利根町議会定例会会議録 第4号

令和6年12月10日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
6番	新井邦弘君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	中村寛之君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	木村宜孝君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	鈴木壮君
住 民 課	長	大津聖二君
福 祉 課	長	服部豊君
子 育 て 支 援 課	長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		勝村健君
生 活 環 境 課	長	雑賀正幸君
保 險 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		飯島弘君
建 設 課	長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水敬子君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	大越聖之君
生 涯 学 習 課	長	古山栄一君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	記 弓 削 紀 之
書	記 齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

令和6年12月10日（火曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第63号 | 令和6年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について |
| 日程第2 | 議案第64号 | 利根町総合教育センター条例 |
| 日程第3 | 議案第65号 | 利根町健康増進等複合施設条例 |
| 日程第4 | 議案第66号 | 利根町地域福祉基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第67号 | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第68号 | 利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第69号 | 令和6年度利根町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第8 | 議案第70号 | 令和6年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第71号 | 令和6年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第72号 | 令和6年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第73号 | 令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第74号 | 令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第75号 | 利根町教育委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議案第76号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 議案第77号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 議案第78号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 議案第79号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第18 | 議案第80号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 議案第81号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第20 | 議案第82号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第21 | 議案第83号 | 利根町農業委員会委員の任命について |

- 日程第22 議案第84号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 日程第23 請願第3号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願
- 日程第24 請願第4号 利根中学校のいじめ重大事態への対応の改善に関する意見書採択を求める請願
- 日程第25 議員提出議案第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書
- 日程第26 議員提出議案第3号 利根中学校のいじめ重大事態への対応の改善に関する意見書
- 日程第27 議員派遣の件
- 日程第28 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第63号
- 日程第2 議案第64号
- 日程第3 議案第65号
- 日程第4 議案第66号
- 日程第5 議案第67号
- 日程第6 議案第68号
- 日程第7 議案第69号
- 日程第8 議案第70号
- 日程第9 議案第71号
- 日程第10 議案第72号
- 日程第11 議案第73号
- 日程第12 議案第74号
- 日程第13 議案第75号
- 日程第14 議案第76号
- 日程第15 議案第77号
- 日程第16 議案第78号
- 日程第17 議案第79号
- 日程第18 議案第80号
- 日程第19 議案第81号
- 日程第20 議案第82号
- 日程第21 議案第83号
- 日程第22 議案第84号

- 日程第23 請願第3号
日程第24 請願第4号
日程第25 議員提出議案第2号
日程第26 議員提出議案第3号
日程第27 議員派遣の件
日程第28 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件
-

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

○議長（大越勇一君） 諸般の報告を行います。

本日、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号として2件の追加議案が提出されております。

追加議案については、タブレットに掲載したとおりです。

次に、議事日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを順守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，議案第63号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は、1名です。

2番本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） 2番本谷 孝でございます。このたびの件です、お手元にあるとおりの内容でございますが……。

失礼しました。議長、ちょっとよろしいでしょうか。おなかが痛くなりまして、一旦出てもよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 質疑できなくなってしまうかもしれませんが、大丈夫ですか。質疑をして。

暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時10分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） 大変失礼しました。2番本谷 孝でございます。

議案第63号につきまして、質疑させていただきます。令和6年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてです。

選挙公報の新聞折り込み部数が4,400部とのことでしたが、対象の新聞名を教えてください。それから、対象地区について分かれば教えてください。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） それでは、本谷議員の御質疑にお答えいたします。

8ページをお願いいたします。

議案第63号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、款2総務費，項4選挙費，目2衆議院議員選挙費，節12委託料の選挙公報新聞折込業務につきましては、利根町全域を対象地区に配達をされております。

読売新聞，朝日新聞，毎日新聞，産経新聞，東京新聞，日経新聞，茨城新聞，7者へ選挙公報の新聞折り込み依頼をしております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） そうしますと、利根町全域全体に、今伺いました新聞社のところを全て入れると、4,400部ということではよろしかったでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） お答えしたとおりでございます。

○2番（本谷 孝君） ありがとうございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第63号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第63号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第2，議案第64号 利根町総合教育センター条例を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

7番船川京子議員。

○7番（船川京子君） それでは、議案第64号 利根町総合教育センター条例について質疑をさせていただきます。

まず、1点目、常駐職員の対応についてのお考えをお伺いいたします。

2点目といたしまして、休館日が、参考資料の2，日曜日及び土曜日となっている部分がありますが、土日の相談を求められる現場はないのでしょうか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） お答えいたします。

人事に関わる案件でもございますのであくまでも現時点での回答となりますが、総合教育センターの所長は、指導課長が兼務する予定となっております。その他の職員につきましても、指導課職員が交代で勤務する予定でございます。

フルタイムで常駐できる職員の配置は現時点では難しいものと考えておりますが、再任用職員や会計年度任用職員も含めて合計13名のスタッフが分担しながら、常時五、六名の職員が配置される見込みとなっております。

二つ目の休館日についてでございますが、休館日につきましては役場庁舎と同様の対応としてまいります。

土日の相談につきましては現時点では対応することは難しいのかなと考えておりますが、私ここで2年半勤務する中で、土日の相談を求められるという事案は今のところなかったかなというふうに考えております。場合によっては、土日であってもどうしてもという場合がもしあれば、そこはもちろん相談に乗りながら考えていきたいとは思っていますが、現時点での土日の対応というのは考えてございません。

また、適応指導教室「とねっ子ひろば」につきましては、学校行事との関係で休館日に開室をするという、そういった場合もございます。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質疑が終わりました。

次に、4番峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） それでは、議案第64号について質疑させていただきます。

条例の第3条（1）から（7）の文言が抽象的なので、事業とは何か具体的に御説明を。そして、第4条に関しては今、船川議員からの質疑で答弁ございましたので、こちらに関しては結構でございます。

第3条の（1）から（7）の文言に対して、事業を具体的に御説明をお願いします。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） お答えいたします。

利根町総合教育センター条例第3条の1号から7号にあります各種事業について御説明いたします。

まず、第1号、専門的、技術的事項の調査研究でございますが、こちらは従来の指導課業務の一つでもあります効果的または先進的な学習指導の研究や、いじめ問題や不登校など生徒指導に関する調査など、学校教育に資する調査研究全般を指してございます。

次に、第2号、教職員の研修でございますが、校長会研修会などの管理職研修、生徒指導主事連絡協議会等の専門職研修、新規採用職員を対象とする若手教員研修など、教職員の資質向上に資する研修会を開催してまいります。

また、第3号の資料収集及び提供と内容が重なるところがございますが、今後、教育関連の書籍や文献、国や県の作成する各種資料等が蓄積されていけば、学校教育に関するデータセンターとしての機能を持たせることができるようになると思いますので、利根町の先生方にとっての自主研修の場としても提供してまいります予定でございます。

次に、第4号、教育相談でございますが、学校教育に関連した不安や悩みに関する相談、お子様の就学に関する相談、家庭の事情等に関する家庭教育相談など、学校教育にまつわる相談全般の窓口を設けます。相談方法につきましては、従来どおり来所相談や電話相談だけでなく、相談員を学校に派遣しての学校での相談や、場合によっては家庭訪問型の相談などを実施してまいります予定でございます。

次に、第5号の特別支援教育の相談、こちらでございますが、お子様の発達に不安がある場合に発達検査を実施し、客観的なデータを基にした支援方法の助言をしていくという業務。そういった意味で、第4号とは別に項目を立てさせていただきました。

次の第6号、不登校児童生徒の支援につきましては、これまで図書館2階に開設しておりました適応指導教室「とねっ子ひろば」を移設してまいります。総合教育センターの最も重要な事業の一つと考えている部分でございます。

最後の第7号、コミュニティ・スクール、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に関することでございますが、学校と地域をつなぐ協議組織である学校運営協議会の事務局を設置し、地域の人材と学校とをつなぐ窓口を設けたり、学校教育の質の向上のために地域への要望を発信していく業務を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 質疑がかぶるところもありますけれども、お聞きしたいと思いません。

まず、教育センター条例を見たときの、一番冒頭において「町教職員の資質向上及び教育問題に対する支援」、要するに利根町の子供たちを教えているその教職員たちを対象にこの教育センターをつくるということなのですけれども、県の教職員に対する研修というのは県が行うべきだというふうに私は思っているのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 議員おっしゃられるとおり、県費の教職員に対して県が研修会を開くというのは、もちろん実際に行われていることかなというふうに思います。市町村の研修、これも同時に行うということに、今、県内市町村どこでも行われているということになってございます。

また、県の研修会だけではなく、若手教員研修等は市町村でも必ずやるようにというふうに規定されておりますので、そういった意味でも市町村が県費負担教職員に対しても研修会を開催するというのが必要となってございます。

また、そのほか指導課が任用している会計年度任用職員である職員への研修等もこの中に含まれておりますので、利根町においても教育関係職員の研修は重要なこととして捉えているところでございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 第何条、何条ではなくてひっくり返してお聞きしたいのですけれども、これの処遇、全体のやつは、指導課で、教育委員会で行うことですね。そうしますと、このセンターで県の教職員の研修等の行う、そういった事務と町の教育委員会の関係が、どういう関係があるのか。その辺の線引きが、今、指導課長が言ったように、県の教職員の研修を市町村で行う、それは分かるのですけれども、分かるのだけれども、そのことを町の教育委員会とのこの関係、それと町の指導課が処遇を行うというのはどういうことなのか、その辺があまり理解できないので、その辺もよろしくお願ひしたい。

それから、第3条、第4条関係の中で、特に第3条の中の専門的、技術的、これは先生方を主体にしたことなのでしょうけれども、第4条、第5条関係のこの教育相談、あとあるいは特別支援教育の相談等、特に特別支援教育の相談等、非常に専門を要するプロフェッショナルがいないと、これはできないようにも感じるのです。それを今おっしゃったように、あまり相談件数がないとおっしゃいますけれども、それが来た場合にどういった対応を取るのかなと、資格を持っていない人がやってもいいのでしょうか、そういうことがどうなのかなということなんです。

それから、第6号関係について、今、不登校生徒が増えている中で、このセンターに常駐13名が配置するという事なのだけれども、こういう相談を受けられる体制というか、人員、その知識の向上や何かそれは町職員だけではできないと思うのです、対応は。ある程度やはり教職員の経験者とか、そういう人がやらなくてはならないので、この職員の配置等の中身の問題とか、そういったところはひっくるめて全体的に理解できない面があるのです。そういったところをもう少し分かりやすく、流れに沿って説明していただけませんか。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） まず、一つ目の研修を町が行うことについてなのですが、先ほども申しあげましたとおり、あくまでも県費負担教職員ではありますが、町教育委員会が設置する学校の職員でございますので、利根町の子供たちのための授業力向上というのでしょうか、先生方の資質の向上というのは町の中でもやっていくべきものなのかなというふうに思っております。ですので、県とそれから町と、もちろん国の研修というのもございますので、それら三位一体となって教職員の資質向上は図られていくべきものなのかなというふうに思っております。

二つ目の専門的な相談への対応ということで、相談員の資格等のお話がありました。現在、指導課で雇用している会計年度任用職員の中に特別支援教育相談員という役職で任用している者がおりますが、この者に関しては児童生徒の発達検査を行う資格を持っておりますので、今後もその職員が継続をして専門的な相談に乗るという形を取っていく予定でございます。

それから、総合教育センター全体で13名の職員がここに関わっていくということになりますが、船川議員からの質問にもあったとおり、現在、常駐職員がいないというところは今後の課題というふうに思っております。ここを改善していくために、令和7年度に関しましては、指導課で雇用している会計年度任用職員の中に学校長を経験した者を3名予定をしているところです。

ですので、例えば指導課長がセンター所長を兼務とするということで先ほど御説明をさせていただきましたが、これが不在の場合、相談できる場所というのがどうしてもやはり必要になってくるのかなと思っておりますので、こうした学校長経験者が必ず1人はそこにいるような状況をつくらせていただきたいと思いますと思っております。

井原議員の御質問に合っているかどうかあれなのですが、今は私のほうからの回答とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） まだ納得というか、理解できない部分があるのだけれども。この教育センター、要するに教職員を対象とした、そういう資質の向上等を目指すものであるというのは分かったのですが、それと教育委員会との関係をまだ理解できないですね。

事業なんかも教育委員会で認めればいいということになっているのだけれども、この認める事業と教職員との関係というのは、どういうふうに理解したらいいのかな、その辺が分からない。もし分かったら、教育長、答弁願います。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 以前にもお話ししたと思うのですが、教員の資質向上で何が一番大事かと、こういう一般質問があったときに、教員の研修が私は大事だという答弁をした記憶がございます。

様々な教育課題が今混在しているわけで、その幾つかを考えたときに、まず不登校児童生徒といじめ問題、特別支援、この三つが教育課題の日本的な課題でもあり、利根町の課題でもあるというふうに考えています。

先ほど来、総合教育センターの4本柱を指導課長から申し上げました。その中心にあるものは、やはり適応教室「とねっ子ひろば」であると思っております。ここに、現在でも指導員が3名ございます。全て教員を経験したものでございます。

さらに、資格を持った、資格というのは特別支援のサポートに入る相談員でございますが、発達検査なるものがございます。これは、民間の何種類かの企業があるのですが、それを数値化できる者が、やはり研修を積まないといけないものなのですよ、これも入ってございます。現在、勤務先は指導課に籍を置いているわけで、実際に働いております。

さらに、研修の教員サポートとして学校運営指導員2名、教員も若手からベテランまでいますし、管理職を経験した方にサポートをいただいております。

さらに、今年から始まった学校運営協議会を持ったコミュニティ・スクールの指導員ということで、それぞれが、勤務場所が今、図書館の2階で適応教室、指導課の役場の4階で相談員、さらに生涯学習センターの一室を借りてコミュニティ・スクールの指導員というところではばらばらに勤務をいただいているのを、旧文間小跡地、総合教育センターを活用して一堂にセンターの機能として動かしていきたいという御提案でございます。

教員の研修はどういうふうに位置づけられるのかという議員のお話でしたけれども、やる気次第と、一言で言えば、研修ですので、自主研修から、押しつけられる研修から、いろいろあると思うので、場所の担保というところで、場所はあると、そこを使って様々な単位での資質向上のための研修の場として、どんどん活用していただきたいという正直な思いがございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第64号 利根町総合教育センター条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第3，議案第65号 利根町健康増進等複合施設条例を議題とします。

質疑通告議員は4名です。

通告順に質疑を行います。

7番船川京子議員。

○7番（船川京子君） それでは、議案第65号 利根町健康増進等複合施設条例について質疑をさせていただきたいと思います。

初めに、使用料金の滞納についてお伺いいたします。

2点目として、予約方法についてお聞きしたいと思います。第4条第1項にもありますが、先日、生涯学習課にこの仮予約など柔軟な対応を求めたところ、検討の余地を感じる印象を持たせていただきました。健康増進施設の対応は、どのようにお考えでしょうか。

3点目として、個人でeスポーツベースの使用についてお聞きしたいと思います。7台設置の予定とありますが、現場の対応として予約利用となっています。しかしながら、ほかの目的で、例えば訪れた方が空き台数などがある場合、使用することは可能なのでしょうか。柔軟な対応についてのお考えをお伺いいたします。

4点目として、常駐職員についてどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） それでは、船川議員の御質疑にお答えいたします。

初めに、健康増進等複合施設の使用料でございますが、令和7年度につきましては、年度内の施設の改修工事は完成するものの開設時期が決まっていない状況であり、また町の公共施設の使用料について統一した基準による料金の設定がされていない状況にあります。初年度につきましては、多くの町民の方に利用していただきたいと思っておりますので、令和7年度内の施設の使用料につきましては徴収しない方向で考えております。

なお、これまで保健福祉センターで行ってございました介護予防事業「はつらつトレーニ

ング」につきましては、会場を当該施設のトレーニングルームに移して実施することとなりますので、これまでどおり、利用者負担金として徴収する予定でございます。

次に、予約方法についてでございますが、利根町健康増進等複合施設管理規則案の第4条に施設の予約受付時期等で規定をしております。複合施設の施設等を団体で利用する場合、eスポーツベースを団体または個人で利用する場合の予約受付時期を定めたものでございます。在勤在学を含む利根町の方は、利用日の属する月の3か月前の月の初日から利用日の7日前までとなっております。それ以外の方につきましては、1か月前から7日前までの予約受付とするものであります。

この第4条に関しましては、施設の予約ができることを定めた条文でございます。受付期間内に窓口または電話にて予約をしていただきまして、その後、第3項の定めにより予約を行った方は、利用日の7日前までに窓口へ申請をしていただくような流れとなっております。

次に、個人でeスポーツベースを利用する件についてでございますが、eスポーツベースにはゲーミングパソコンを7台設置し、eスポーツを体験できる施設として貸出しを行います。利根町健康増進等複合施設管理規則案第4条にありますように、eスポーツベースを団体または個人で利用する場合は7日前までに予約をすると定めておりますが、事前予約がない場合でも当日利用されている方がいない場合には貸出しを行います。

予約につきましては、団体利用の方が利用することを想定し、予約制にしておりますので、個人の方につきましても、利用したい日がある場合には予約できるよう設定しているものでございます。

次に、常駐職員についてでございますが、受付には常時1名を配置いたします。来館者への対応や案内、電話での対応、予約や申請の受付などを行う予定でございます。

トレーニングルームにつきましては、保健福祉センターの介護予防事業として実施するときには指導するスタッフを配置し、それ以外の一般の方が自由に使っていただく時間帯は、見守りのために1名を配置する予定でございます。

この他の部屋につきましては、常駐する職員が行う予定でございます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 1の料金については、理解をいたしました。

2の予約方法についての確認だけさせてください。

電話で予約をしているということは、予約者が足を運ぶまでの期間の間に希望者があったとしても、そちらを優先していただけると理解をしてよろしいのでしょうか。

それと、3点目のeスポーツベースなのですけれども、これは予約をすることができるということであって、予約をしていなくても空き台数があれば利用できる、そのように理解をさせていただいたのですけれども、これはとても機械を使いますので、先ほど4のところ常駐の職員は受付1名ということだったのですが、やはりこれ稼働しているときに

スタッフが対応したほうが望ましいのではないかと思うのですが。

以上のことについてお尋ねいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） まず、予約についてでございますが、電話をかけて予約をした時点で予約が入ったということになります。

それから、個人でeスポーツを利用する場合、空いていれば貸出しできるという件でございます。こちらにつきましては、eスポーツの利用に関しましては無料ゲームソフト等を利用することを想定しておりますが、利用規約や著作権の関係上、ゲームソフト名を公に公表することができません。ゲームソフトの利用につきましては個人のアカウント等の登録が必須でありまして、そのほか年齢制限によるものもございますので、こちら保護者の同意が必要となる方に関しましては、事前の講習会など開催を含めて検討をしているところでございます。

常駐職員に関してでございますが、何か対応が必要となったときに関しましては、受付のほうに申出を行っていただきまして、受付の職員が処理をするような形を取ります。受付職員で対応できないとき、こちらの指定管理人のほうを考えておりますので、そちらのほうで処理するよう形を考えております。また、そこでも対応できないときにつきましては、政策企画課のほうへ連絡して対応していただくと、そういったことを考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） eスポーツベースについては、予約をしていなくても空いていれば稼働できるということを理解いたしました。

常駐職員ということではなくて、このeスポーツベースのことなのですけれども、当日、eスポーツベースを予約なしで御利用されている場合、そこにスタッフの方がいることが望ましいのではないかと思うのですけれども、その配置について、これ最後の質疑ですけれども、どのようにお考えですか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） eスポーツベースにつきまして、先ほども申しましたが、ゲームの内容に関しましては、事前の講習会とか開催する予定でありまして、機器のトラブルとかそういったものに関しましては、受付を通して処理をしていくようなことで考えております。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質疑が終わりました。

次に、4番峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 議案第65号について質疑させていただきます。

まず、条例第3条（1）から（7）の文言が抽象的なので、事業とは何かを具体的に御説明を伺います。そして、（2）の指導及び助言は、どなたが行うのでしょうか。

第5条、こちらに関しては先ほど船川議員からの質疑がございましたが、もう一度答弁を伺います。特に、誰が務めるのか、こちらを具体的に伺います。

第6条、許可を受けなければならないとありますが、その方法を具体的に。

第19条、額を賠償とありますけれども、全額なのか、それとも何割か負担するのか記載すべきではないでしょうか。経年劣化が激しいもの、いつ壊れてもおかしくないものを損壊した場合は、どうなるでしょうか。

以上、伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

初めに、第3条の事業についてでございますが、それぞれ具体的に申し上げますと、第1号の健康保持増進に関することにつきましては、トレーニングルームやスタジオ、軽運動室で行われる健康の保持増進を目的とした個人のトレーニング、集団で実施する運動教室や健康教室など、幅広い年代を対象とした事業でございます。

第2号のトレーニングに係る指導及び助言に関することにつきましては、トレーニングルームには9台の運動器具を設置いたしますので、初めて利用する方に対する利用説明会、スタートアップ講座の開催や、その後も安全に利用していただけるよう支援をしていきます。これら、トレーニングルームにおいて行われる指導や助言のことでございます。

第3号の社会福祉を目的とする事業の支援に関することにつきましては、社会福祉を目的とする事業、地域福祉の推進を図る事業、ボランティア活動事業などを想定しております。

第4号の児童福祉を目的とする事業の支援に関することにつきましては、子育て支援施設として、キッズルームを設置することや放課後児童クラブを施設内に設置し、子育て世代の交流と情報交換の場を提供するものでございます。

第5号の町民の自主的な生涯学習及び社会貢献活動の支援に関することにつきましては、貸出し可能な施設として多目的室、調理室、また誰もが利用できるスペースとしてコミュニティルームを設置しまして、地域の方々が集まり、世代を超えて交流する場を提供するものでございます。

第6号の施設の利用の許可等に関することにつきましては、条例第6条に規定する利用の申請及び許可に関する事項を実施するものであります。利用申請が必要なスタジオ、多目的室、調理室、団体に利用するeスポーツベースなどについて許可等を行うものでございます。

第7号の施設、設備、敷地等の維持管理に関することにつきましては、自動ドア保守点検業務、清掃業務、消防設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務、機械警備業

務、受水槽清掃業務、除草植栽管理業務などを行うものでございます。

次に、第2号の指導及び助言は誰が行うのかについてでございますが、トレーニングルームを初めて利用する方に対して実施するスタートアップ講座の指導につきましては、トレーニング器具の使用方法を熟知している専門のスタッフを予定しております。スタートアップ講座を受講した後の自由にトレーニングルームを利用する方に対しましては、トレーニング器具の利用方法や効果について学んだスタッフが安全に利用できるよう支援をしております。

次に、第5条についてでございますが、条例第11条、指定管理者による管理の規定におきまして、複合施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定する者に行わせることができるとされております。複合施設の管理につきましては、指定管理者による管理の方向で検討をいたしております。指定管理者による管理となった場合には、所長の配置は予定をしてございません。なお、受付のほうには常時1名を配置いたします。来館者への対応や案内、電話での対応、予約や申請の受付などを行う予定でございます。トレーニングルームにつきましては、保健福祉センターの介護予防事業として実施するときには指導するスタッフを配置し、それ以外の一般の方が自由に使っていただく時間帯は見守りのために1名を配置する予定でございます。

次に、第6条についてでございますが、利用の申請及び許可に関する規定において申請許可が必要な施設は、スタジオ、軽運動室、多目的室、調理室、団体で利用するeスポーツベース及び付帯設備器具となります。具体的な方法としましては、健康増進等複合施設に設置します総合受付において、利根町健康増進等複合施設管理規則案第5条で定めた様式第1号の利根町健康増進等複合施設利用許可申請書に必要事項を記入、提出していただきます。受付では申請書の内容を確認いたしまして、様式第2号の利根町健康増進等複合施設利用許可証を交付するような流れとなります。記入内容の確認がすぐできる場合は直ちに許可証を交付いたしますが、確認に時間を要する場合は、許可証の交付は後日ということになります。

次に、第19条についてでございますが、損害賠償の義務の規定につきましては、議員がおっしゃるとおり、経年劣化が激しいものやいつ壊れてもおかしくないもの、損壊という可能性もございます。また、そうではなくても、利用方法によって破損してしまう可能性もございます。損傷した対象物が何なのか、全部壊れたのか一部壊れたのかなど、様々な状況が考えられます。したがって、損傷や滅失等の問題が生じた時点で個別に判断してまいりたいと思っておりますので、詳細な記載は行わず対応していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

トレーニングルームに関してですけれども、指定管理という話がありました。こちら、指導をされる方、またスタートアップ講座で器具の説明をされる方というのは、何か指導

の資格を持っている方を想定されておりますか。

また、先ほど船川議員の質疑の中で、答弁の中でeスポーツベースのお話がありました。こちらも、第9条と関係してきます。もし、誰もeスポーツベースの中にいなくて、興味本位で中に入られた方が壊してしまうということは想定されておりますか。また、壊すまでに操作することもあります。そのようなことを想定されているかどうか、伺います。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） トレーニングルームのスタートアップにつきましては、こちら専門のスポーツクラブ、業者の方を頼もうと考えております。また、eスポーツベースの器具とか壊す可能性につきましては、そこまでは想定はしてございません。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） また、第19条に関してですけれども、その場合、もしどなたか興味本位でふらっと入ってきて壊してしまった、しかしその場に誰もいないと、誰が壊したか分からない、誰が壊したか分からない場合の賠償というのはどうなりますか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 誰が壊したか分からないような状況になった場合には、それにはまたそこで検討のほうをしていきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第65号 利根町健康増進等複合施設条例について伺います。

まず、第5条について、町民の健康づくり、福祉の増進、町民の交流、町民の自主的な生涯学習活動、社会貢献活動など、複合施設だから当然そうなると思うのですけれども、幅広く町民の健康づくり等に貢献しているのだなというのは分かります。そこで、もう少し、これだけ広げているのであれば、上位法に基づくいわゆる健康増進法に基づく厚労省の認定は受けないのですか。受けたほうがいいような感じがするのだけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） こちら、質疑の通告書におきましては、第5条についてという記載がありますので、ただいまの質問につきましてはお答えができないような形になります。申し訳ございません。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 増進法に基づくものがいろいろ規定されているのですけれども、一つここでもって抜けているのは温浴施設なのです、温泉。そういう施設等があると認定を受けられるような感じが私は思っているのですけれども。今後の課題として運営する中

で、もし考えていただけたらと、これは要望になってしまいますけれども、そういう形でお願いしたい。

それから、この健康等について誰が指導をするのか、健康アドバイザー等を置くとか。それでまた福祉の増進ということをいわれていますから、要するにトレーニング等を、体を動かすこと、機能がだんだん衰えることによって、今度は介護施設の入所等も考えられるのです。ですから、その辺の今度は福祉施設との連携等もしっかりと考えていかなければならないというふうに思うのですが、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 健康増進施設ということで、トレーニングルームを御利用して健康器具とかを使ってやっていただくことにはなるのですけれども、指導のほうにつきましては、先ほど出たように、スタートアップ講座につきましては専門のトレーニングの方に来ていただいて指導をしていただく。あと、一般の方に開放するときにつきましては、現在、保健福祉センターで健康づくり推進指導員という者が2名おります。そのうちの1名を健康増進室のほうに移しまして、そこで見守りをしていただく、そういった形のものを考えてございます。

また、福祉との連携ということでございますが、ここで事業を進めていく上で課題となって、介護が必要とかそういった状況の方が出てきたときに福祉課につながる形、そういったことで考えております。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

次に、2番本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） 議案第65号 利根町健康増進等複合施設条例につきまして、1点念のため確認させていただきたいと思えます。質疑させていただきます。

第10条のほうに、物品の販売に関することが載っております。複合施設の敷地及び施設内においては町長の承認を得ないで物品を販売してはならないとございますが、飲料等の自動販売機、それからキッチンカーなどについては、どのようにお考えでございましょうか。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） それでは、本谷議員の御質疑にお答えいたします。

一般質問におきまして山崎敬子議員から同様の御質問がありましたが、自動販売機につきましては多くの利用者を見込んでおりますので、設置は必要だと考えております。今後、自動販売機を設置してもらえそうな業者を選んでいきたいと思っております。

また、キッチンカー等につきましては、これまでも町のイベント開催時や役場ロータリーなどでもキッチンカーが来て、軽食の販売を行っております。にぎわいを創出するため

にも、許可申請を正式に届出している業者であれば販売を認めていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） いろいろなイベントで今、キッチンカーなどあちらこちらでお見受けしますし、新たにそういった事業をやってみようという個人事業主の方もかなり見受けられていますし、これは人を集客するにはすごくよいので、ぜひよろしくをお願いします。限られたスペースだと思いますが、遊具を設置するような計画もあるようでございますので、ぜひ若い方、子育て中の方に来ていただけるように、そういうにぎわいづくりを積極的に推し進めていったらよいなと思います。

その辺のキッチンカーなどが来たときのスペースなどは、どの辺にやるかというのは今後詰めていかれると思うのですが、今、そのようなお考え、どのようにスペースを取るかというのは、どんなイメージされていますでしょうか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 健康増進施設の敷地内において、交通とか危険がないような安全な場所を選んで、そちらを選定したいと考えております。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第65号 利根町健康増進等複合施設条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時25分とします。

午前11時07分休憩

午前11時25分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、議案第66号 利根町地域福祉基金条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑通告議員は2名です。

4番 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 議案第66号について質疑させていただきます。2点ございます。

この地域福祉基金から補助を受けている団体、事業はあるのか。

また、今後毎年どのぐらい積み立てていくのか、伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山議員の質疑に対する答弁を求めます。

木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

議案の補足説明でも御説明いたしましたが、現在、利根町地域福祉基金につきましては、運用益、果実の部分です、こちらの部分が上がらない状態になってございますので、現時点で補助を行っている団体または充当している事業等はございません。過去には平成18年度まで利根町社会福祉協議会の事業、高齢者施策に関する事業の補助のために補助金として、トータルで約2,000万円ほど社会福祉協議会の補助金として支出してございます。それ以降の支出はございません。

また、今後、積立てのほうをどのような形で行っていくのかということですが、もともとこちらの基金につきましては地方交付税措置による原資となっておりますので、現段階では積立てのほうは考えてございません。随時、必要な事業への財源として充当し、町民の皆様へ還元していくということが先決かなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 必要な事業ということですが、平成18年度まで行われていました社会福祉協議会への補助、こちらは検討されておりますか。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） 必要な事業ということで、現時点では令和7年度の予算編成作業中でございます。こちらの予算編成に際しまして、新規事業と事業の拡充に伴う財源の確保ということが必要となる事業につきましては、こちらの地域福祉基金の趣旨に合うような事業であれば、こちらの基金を財源として事業のほうを実施していきたいと考えているところでございますが、現時点で社会福祉協議会のほうの事業に関しましては、新規事業で何か行うとか拡充するという話は聞いてございませんので、現段階におきましては、社協の補助金のほうの財源としてこちらを充てるということは考えてございません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 私も、議案第66号 利根町地域福祉基金条例の一部を改正する条例についてお伺いしたいと思います。

質疑として通告しておいたのですが、高齢者が増加する中で高齢者福祉の増進が図られないおそれがある。というのは、今度一般財源が使えるようになるのではないかと

うに思うのです。ですから、福祉政策がおろそかになるような感じがするのですけれども、その辺の考え方についてお聞きしたい。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、井原議員の御質疑のほうにお答えいたします。

基金のほうに組み込む際に一般財源化として高齢者施策のほうがおろそかになるのではないかとございますけれども、現時点で考えているのは、この基金の設立当初にありました目的の高齢者施策の新規事業の実施、または既存事業の拡充、こちらが基金設立時の目的でございました。今回、条例改正に当たりまして、高齢者福祉施策のみに限定することではなく、広く児童福祉、障害者福祉等の事業にも活用できるような形で、この基金の活用を考えてございます。

当然、高齢者福祉施策というのは町の高齢化率を鑑みますと、最重要施策ではございますが、そのほかこの基金が設立された平成3年から平成5年にかけての状況と現在の状況は、変わってきているところもございます。高齢者施策も大事でございますが、これからを担う子供たちの児童福祉の施策、または障害者の方への事業、新規事業の展開、こちらのほうも非常に重要となってございます。これらの事業、優劣をつけるということはなかなか難しいのでございますが、議員の皆様からもいろいろな御提案をいただいている中で、令和7年度におきまして新規事業を展開していくという場合には、やはり財源の確保ということが非常に重要になってございます。

議員の皆様御承知のとおり、利根町におきましては、経常収支比率が90%を超えております。財政の硬直化が進む中で新規事業を行うに当たりましては、財源をどうするのかということもございます。新たな事業を行う場合には何かの事業を廃止なり縮小するということが一つ考えられることではございますけれども、そういった今行っている町民サービスを低下させることなく新たな事業を展開していくということを考えますと、この地域福祉基金を必要に応じて財源として充当していくことは、これからの利根町にとりましても重要なことではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） その用途については、先ほどから社協のほうに回すというようなこともございますが、今この前の議案でもって審議しました議案第65号等についての財源などにも使えるのではないかとと思うのですが、その辺の話は出てこなかったというのが残念です。いろいろ自治体で独自の事業は行うと思うのですけれども、なるべくせっかく今まで積んできた福祉基金でございますから、その福祉基金のほうに使っていただきたい。社協なら社協に限定しないで少しやっていただきたいというような要望も含めて、質疑を終わります。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第66号 利根町地域福祉基金条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第5，議案第67号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

4番 峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 議案第67号について質疑させていただきます。こちら2点質疑させていただきます。

茨城県による県内市町村の保険税水準の統一について、どのように考えているのか。

また、一般会計からの繰入れについて長期的にどのように考えているか、伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

茨城県による県内市町村の保険税水準の統一についてどのように考えているかとのことですが、まず保険料水準の統一について御説明いたします。

被保険者数3,000人未満の小規模な市町村においては、毎年の医療費の増減により財政運営が不安定となるリスクが出ております。そういった国保制度の構造的課題解消のため、平成30年度の国保制度改革により財政運営の責任主体が市町村から都道府県へと変わり、制度を改革後は県内の全市町村で支え合う仕組みとなっております。

保険料水準の完全統一とは、同一都道府県において同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料に統一することです。茨城県におきましては、令和15年度を目安に、遅くとも令和17年度までには完全統一となる見込みとなっております。

完全統一後は、県内のどこに住んでいても同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられる

ことになるため、加入者間の公平性の確保につながります。また、国保税の変動リスクを県内市町村で分かち合うことになるため、財政の安定化につながると思われます。

次に、一般会計からの繰入れについて長期的にどのように考えているかとのことですが、現在、利根町におきましては一般会計からの繰入金は、国、県、町で負担する保険税軽減分、国保制度運営の事務経費、地方交付税措置がなされている出産一時金などの法定内繰入れのみでございます。保険税の負担軽減や赤字補てんを目的とする法定外繰入れは、国の交付金が減額されるためのペナルティーともなります。今後は、一般会計からの繰入金は考えておりません。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 議案第67号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明をお聞きいたしました。国保税あるいは後期高齢者、それから介護納付金等、それぞれ税率あるいは均等割額が引き上げられております。それに伴って、また減額に関する改定も行われております。しかしながら、今度103万円の壁と言われる所得税を払う必要が生じ、また扶養対象から外れる制度が改正されることが、ほぼ決まっております。

そういうことで、これら改正によってさらに国保税等が引き上げられるということが予想されるわけなのですが、町においてもその辺の予想、どのくらい引き上げられるかというのを試算したと思うので、その辺をお聞きしたいです。

○議長（大越勇一君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

年収103万円の壁と国保税の影響についてのことですが、年収103万円の壁とは基礎控除額48万円と給与所得控除額55万円を合計した所得税が非課税となる年収制限ですが、国保税の算定に用いる課税総所得金額は、前年の総所得金額から基礎控除額43万円のみとなることから、国保税への影響は特にはございません。ただし、年収制限を撤廃したことで、今後、国保加入者の勤務形態が変化し所得額が増加した場合は、所得割額の増により保険税賦課額が増加いたします。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 議案第67号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場で述べさせていただきます。

今回の条例改正では、令和7年4月1日より国民健康保険税は、次のように変わります。医療給付分の所得割は5.0%だったものが6.0%に、均等割は2万8,000円だったものが3万9,900円、後期高齢者支援金分の割合、所得割は2.50%だったものが3.0%に、均等割は1万3,400円だったものが1万6,800円。そして、介護給付金分の所得割は1.80%だったものが2.0%に、均等割は1万6,200円だったものが2万800円に引き上げられます。このように国保税が引き上げられることになるのですが、物価高騰が続く中、利根町で暮らす国保に加入している人たちの生活は楽になってきているのでしょうか。

2020年を基準とした全国の2024年10月分消費者物価指数は、総合指数が前年同月比が2.3%上昇、生鮮食品を除く総合指数は前年同月比が2.3%上昇、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は前年同月比2.3%の上昇でした。消費者物価指数は上昇しております。

また、10月2日に行われました国民健康保険の運営協議会の中でこの件について質疑したものは、私以外には議員からもう1人、合わせて2名のみが発言しただけでした。十分な議論が交わされたとは言えません。

このような状況において、国保税の引上げはますます住民の生活を苦しいものにしてしまうことから、議案第67号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対いたします。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

3番佐藤眞一議員。

〔3番佐藤眞一君登壇〕

○3番（佐藤眞一君） 3番佐藤眞一でございます。議案第67号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対する立場から発言させていただきます。

と申しますのは、今、米価をはじめとして、急激な物価の上昇が続いております。その中で保険料率が上がるということは、非常に生活に圧迫をしてくると思うのです。その上がり方も半端ではないのです。本当に生活していけるかどうかという、そういう限界にきております。

逆に、利根町は保険料率が低いということであれば、町にとってのメリットではないかと思うのです。ですから、例えば外部から利根町に来てほしいと、移住してほしいといった場合に、やはりそういうメリットがあれば、利根町はそういう福祉に恵まれている町なのだということであるという選択をする方もいると思うのですよね。

ということで、私は低い料率を高い料率に上げると、統一するというのは、必ずしもそれは悪い方向での統一であって、やはり利根町独自の、先ほど一般会計に繰り入れる予定

はないという御発言もありましたけれども、そういう重要な問題であれば、むしろ繰り入れるべきである、これは私の考えなのですけれども。

ということで、以上の理由から今回の議案第67号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 私は、賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

まず、国民健康保険というのは特別会計でやっておりまして、特別会計というのはそもそも独立採算を主体として会計している。ですから、加入者負担が原則でございます。

先ほども話が出ておりましたけれども、財源が不足すると、一般会計からの繰入金でそれを補わなければならない。一般会計の繰入れから補うということは、一般会計の財源というのは、広く全町民からの税金でもって賄われている、いわゆる国保に関係ない人の税金もそこに投入されるということでもありますから、その辺を根底的に考えてもらわないと難しいというふうに私は思うのです。

ですから、なるべく一般会計のほうの繰り出しを少なくするためには、やはり国保税、要するに加入者のみでもってその負担をしていただくということ。それから、もともとは、要するに納付金等が高くなることに要因するわけですから、一人一人が健康に留意して、その辺の事業も進めていかないと、この国保税の引上げというのは抑制できないというふうに思います。

今回の保険税の引上げは妥当なものだというふうに、私は考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第67号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第6，議案第68号 利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第68号 利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第7，議案第69号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

1番山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） それでは，議案第69号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第7号）について質疑させていただきます。

33ページ，款3民生費，項2児童福祉費，児童措置費，保育所委託料支給事業，施設型給付費支給事業，地域型保育給付費支給事業について，お伺いいたします。

一つ，それぞれ何名増えたのか。

二つ目，なぜ想定より多くなったのかをお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それでは，山崎敬子議員の質疑にお答えいたします。

保育所委託料支給事業につきましては，令和6年度予算編成時に延べ459名で見込んでおりましたが，92名増えております。

施設型給付費支給事業につきましては，令和6年度の予算編成時に延べ1,782名で見込んでいましたけれども，114名増えております。

地域型保育給付費支給事業につきましては，令和6年度予算編成時に延べ48名で見込んでおりましたが，13名増えております。今回の補正で，延べ219名の増で見えております。

なぜ，想定より増えたかということにつきましては，おのおの予算編成時の実績に近い

人数で予算を要求してありまして、保育所、認定こども園の定員数でなく、あくまで利用者の実績で予算編成に臨んだため、増となっております。

また、公定価格につきましても予算編成時のもので要求しておりますので、公定価格につきましては5.2%程度上がっております。

人数増で言いますと、やはり転入、また働き始めたいという人とか、あと外国の方のお子さんを入れたいというような入所、入園があったからかと思われまます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員の質疑が終わりました。

次に、4番峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 議案第69号について、幾つか質疑させていただきます。

まず、一つ目、款2総務費、項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費、こちらの戸籍電算化システム賃借料、税抜きで計上していた理由を伺います。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の障害者手帳診断手数料補助事業、見込みよりも多いということですが、次年度から同額以上を当初予算に組み込むことを考えているのか。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業、こちらも先ほどと同じく次年度から同額以上を当初予算に入れられるのか。

続きまして、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、こちらは先ほど答弁ございましたけれども、簡潔にもう一度お願いいたします。

すみません、アプリが落ちてしまっているのでも少々お待ちください。失礼いたしました。

続きまして、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費、どちらの集会所で、遊具の種類は何か。

款5農林水産業費、項1農業費、目5農地費、水路盛土工事、こちらの工事内容について伺います。

最後、款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、学校備品についてです。これまで、ゴールネットを新しいのに替えてほしいという要望があったかと思えます。ゴールネットを交換してこなかったのは、今回ゴール自体を新たに購入するということが計画に盛り込まれていたからなのか、また交換するのは土の校庭にある二つのゴールで合っているかどうか。

以上、伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

大津住民課長。

○住民課長（大津聖二君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

補正予算書28ページ、款2総務費、目1戸籍住民登録費の中の戸籍事務費、こちら戸籍

電算化システム賃借料でございますが、こちらは令和5年7月に債務負担行為によりまして、5年間の賃貸借契約を締結したものでございます。当初予算に税抜で計上していた理由とのことでございますが、積算時に消費税分を誤って計上漏れをしてしまったということでございます。

なお、計上がこの時期になってしまいましたのは、年度の上半期最終月となります令和6年9月支払い手続時におきまして予算残高を確認したところ、不足となることが判明いたしましたため、今回の補正にて対応、計上させていただいたところでございます。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 款3民生費，項1社会福祉費，目1社会福祉総務費，節18負・補・交の障害者手帳診断手数料補助事業につきましては、障害者手帳を初めて申請する方に診断書発行の際にかかる費用に対して、2,500円を上限に補助する補助金でございます。今回の補助金の増額補正につきましては、補助申請数が当初の見込みより増加が見込まれるため、計上したものでございます。令和7年度当初予算につきましては、こちらの補助金は年度ごとに申請件数にばらつきがあるため、今年度の補正後の金額と同額ではありませんが、令和6年度当初より増額した金額で予算要求させていただきました。

続きまして、款3民生費，項1社会福祉費，目1社会福祉総務費，節18負・補・交の軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業につきましては、障害者手帳の要件に当てはまらない軽度から中等度の18歳以下の児童を対象に、補聴器の購入の補助をするものでございます。今回の補助金の増額補正につきましては、当初予算では補聴器本体の購入の補助のみを計上しておりましたが、申請者が就学をするに当たりまして授業等を聞き取りやすくするための周辺機器が必要ということで、不足分の増額補正でございます。令和7年度当初については、周辺機器を含めた金額で予算要求をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永 重生君） 款3民生費，項2児童福祉費，目2児童措置費，各給付費事業費，委託事業費の入所者数の増加ですが、先ほど山崎敬子議員の答弁でも申し上げましたが、各保育園，認定こども園の定員数で計上でなく、令和6年度の予算編成時の実績に近い人数で予算を要求したため、今回、転入，働き始める方や外国の方のお子さんの入所，入園などで人数のほうが増というところでなっております。

次に、款3民生費，項2児童福祉費，目3児童福祉施設，児童遊具設置保守事業での集会場ですが、これは東文間地区にあります福木集会所になります。遊具につきましては、滑り台，ブランコ，各1台ずつとなっております。ここの滑り台につきましては、2019年に浄化センター周辺地域生活環境整備事業の中で新設しておりましたので、前にあった滑り台を撤去して新しい滑り台が設置されていたことによって撤去外ということが判明したため、今回撤去をしないということになりました。

以上です。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それでは質疑にお答えいたします。

補正予算書36ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節14工事請負費、用悪水路管理事業、水路盛土工事105万6,000円、こちらの工事内容についてでございますが、押戸地区内にごございます水路で、以前は田に水を供給するため使用していたものでございます。現状でございますが、水路に隣接する道路ののり面が崩れてきており危険な状態となってきておりますので、工事を行うものでございます。

工事の概要でございますが、水路の延長が24メートル、V U 200ミリの塩ビ管を敷設し、水路全体を盛土するものでございます。

○議長（大越勇一君） 大越学校教育課長。

○学校教育課長（大越聖之君） 款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、小学校教育助成事業、備品購入費、学校備品の3万1,000円の減額補正につきましては、今定例会の初日の補足説明で、利根小学校サッカーゴール購入の契約差金と説明させていただきましたが、もう少し詳しく説明させていただきます。

まず、令和6年度当初予算で、サッカーゴール購入費として46万8,600円を予算計上させていただきました。これは、令和5年度に業務委託で行った小学校遊具及び運動施設点検において、劣化度判定がB評価、劣化指定が、これは使用可ということでございます。塗装判定がC評価、全体的に再塗装が必要との結果を受け、サッカーゴール2組のうち1組については利根小学校のものより状態がよい旧文間小学校のものと交換をし、1組分を予算計上したものでございます。

今年度に入りまして再度、価格の調査を行い、仕様書を作成し、地方自治法施行例167条の2第1項第1号に該当するため、随意契約として当町及び近隣自治体において納入実績のある2業者を選定し、見積りを徴収いたしました。その結果、3万1,900円の契約差金が生じたので、3万1,000円の減額補正をさせていただいたということでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

まず、戸籍電算化システムの賃借料について伺います。こちらは次年度以降、同様のことが起きないようにする具体的な対応策があれば、伺います。

そして、款3民生費の児童措置費、こちらは次年度以降、各施設の定員数で予算を計上されるのでしょうか。それとも、また同じく実績でやるのでしょうか。

続きまして、款5農林水産業費、こちらの工事を行った後の耐用年数、耐久年数、こちらもし分かるようでしたら、お答えください。

以上です。

○議長（大越勇一君） 大津住民課長。

○住民課長（大津聖二君） 対応策ということでございますが、先ほども答弁したとおり、契約は結んでおりますので、当初予算計上時にしっかりと確認をして、今後こういったことのないようにしたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えいたします。

令和元年度につきましても、現在の実績数で計上させていただきます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 耐用年数、そちらのほうははっきり分かりませんが、下に塩ビ管を敷設して、その上に盛土するということですので、すぐに壊れるということはないと思います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑いたします。

まず、1点目は、歳入のほうなのですが、県支出金の中で民生費関係で、保育地方単独費補助金の詳細について説明してください。

それから次に、町債、今回、過疎対策債30号について減額されておりますけれども、この減額の理由、事業縮小なのかどうなのか、その辺も含めてお聞かせください。

それから、歳出のほうにいきまして、質疑が出ておりますけれども、民生費です、児童措置費、これの地域型保育給付費等、これの内訳をお聞きしたいのです。

それから次に、消防費、防災関係の備品購入費、予定だった無線機等が減額されているのですが、なぜ減額されているのかです、その辺をお聞かせください。

それから、教育費について、事務局費の給食用米が10月より改正されたということで引き上げられておりますけれども、ではキログラム当たり幾らぐらいで購入をしているのか、また購入先はどこから購入をしているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目2衛生費県補助金、節4子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金についてお答えいたします。

初日に財政課長のほうからも説明がありましたが、こちらは教育標準時間認定である1号認定、3歳から5歳で4時間程度が標準時間になるのですけれども、の施設型給付費の地方単独費用分でございます。補助率は、地方単独分の補助割合の25.6%を乗じた金額に

対して、県が2分の1の割合となります。

国が定める給付の算定の基礎となる公定価格に改定があり、保育士、幼稚園教諭の人件費が引き上げられたこと、また1号認定、子供の人数が当初見込みより延べ96人増えたことによる増額でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、補正予算書24ページになります。

款21町債、項1町債、目2過疎対策事業債の減額について、初日、補足説明のほうで私のほうから歳入歳出併せて御説明のほうさせていただきましたが、再度御説明させていただきます。

こちらにつきましては、1,350万円減額するものでございますが、内訳といたしまして、町道整備事業で800万円、生涯学習施設整備事業で220万円、学校施設整備事業で330万円、それぞれ減額するものでございます。

こちら、歳出と併せて御説明いたします。

37ページをお願いいたします。

37ページ、款7土木費、項1道路橋梁費、目2道路維持費、道路工事事業、舗装修繕工事（町道108号線）、こちらにおきまして800万円の減額となっております。

同時に財源として提案としてございました過疎対策事業債を、同額減額するものでございます。こちらは、県が行う隣接する県道千葉竜ヶ崎線排水工事完了後にこちらの工事を発注する予定でございましたが、当該工事の完了見通しが立っていないことから、今年度の工事を見送るため、同額減額するものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

39ページ、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、小学校施設管理事業、利根小学校給食室塗装工事18万7,000円、歳出で減額してございます。こちらの充当財源の過疎対策事業債も減額してございます。補正予算書に記載のとおりでございます。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費、中学校施設管理事業、こちら利根中学校図書室改修工事、歳出で275万円減額してございます。こちらの充当財源、過疎対策事業債も、契約差金の分を減額してございます。

41ページをお願いいたします。

41ページ、項4社会教育費、目8図書館費、図書館管理・運営事業、こちらは図書館の火災受信機更新工事220万円の減額でございます。点検結果におきまして更新が必要ということで工事のほうを当初予算で計上いたしました。その後の点検におきまして通信エラー等が出ないということございますので、工事を一旦中止するというところで、同額220万円、過疎債において、財源の過疎対策事業債を減額しているものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） 大変失礼しました。先ほど井原議員のほうから歳出のほうの項目も質疑に上がっておりましたがお答えしませんでした、申し訳ございませんでした。

款3 民生費，項2 児童福祉費，目2 児童措置費の中の施設型と地域型給付費の内訳についてということで御質問ありました。

施設型給付費と地域型保育給付費の内訳でございますけれども，施設型給付費は，特定教育，保育施設のうち幼稚園と認定こども園の給付で，対象施設は布川保育園，利根ふたば幼稚園，利根やまと幼稚園，文間保育園及び町内在住の児童が通う管外の認定こども園及び幼稚園となります。地域型保育給付事業費支給事業では，小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育への給付で，対象施設はもえぎ野わかば保育園が事業所内保育となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 補正予算書38ページになります。

款8 消防費，項1 消防費，目5 防災費，節5 備品購入費512万7,000円の減額ということでもあります。

まず，I P無線機の購入491万4,000円の減額につきましては，総務省所管の国庫補助金を活用し，このI P無線機35台の購入を予定しておりましたが，補助の採択がされませんでした。また，二次募集にも申請を行っておりますが，その際にも不採択でございました。町単独費では難しいということでしたので，今回減額したものでございます。

次に，かまどベンチ購入21万3,000円の減額ですが，こちらは平時にはベンチで使用し，災害時などはかまど及びベンチになるものを，布川台の旧布川小学校グラウンドに2台設置いたしました。減額につきましては，入札時の契約差金でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） 先ほど私のほうから説明させていただいた中で1点抜けておりましたので，追加で補足させていただきます。

40ページになります。

目3 学校給食費，小学校給食設備管理事業，こちらのほうで利根小学校給食真空冷却器更新工事，歳出のほうで33万円減額されておりますが，こちらの財源といたしましても過疎対策事業債が充当されておりますので，こちらで30万円同時に減額しております。

追加して御説明いたしました。

以上です。

○議長（大越勇一君） 大越学校教育課長。

○学校教育課長（大越聖之君） 款9 教育費，項1 教育総務費，目2 事務局費，学校給食

運営事業、賄材料費115万7,000円の増でございますが、学校給食用米の供給価格が30キログラム精米の単価で当初9,900円でしたが、10月より1万6,200円に改定となったことにより、増額するものでございます。

それと、納入者でございますが、このお米につきましては地産地消ということもありまして、水郷つくば農業協同組合、それと利根町内の農家の方で独自のブランド化といえますか、そういったことを行っている農業者の方が1名、あと茨城県認定の特別栽培ですかね、低農薬低化学肥料で栽培されている方の農家が1軒、合計3軒ということになります。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員。

○8番（井原正光君） それではお聞きいたします。

まず、歳入のほうの過疎対策債なのですが、いろいろお聞きいたしましたが、私になぜこの過疎対策債について今回取り上げたかと、これは一般質問等でやればいいのか、あるいは過疎債が認められなかったと、安易に一般財源を持ち出して穴埋めしているのです。

さっき、木村課長が、財政硬直化という言葉も出てきましたよね。そういう面からいうと、もっと真剣にこれはやるべきだと。あまり金額が、この一般財源から財調から持ち出す場合は中止するぐらいの考えがあっても、私はいいというふうに考えています。当議会では、あまり過疎債についての減額あるいは増額についてあまり問題視しなかったのですけれども、この辺やはり注意して、一般質問ではないのであれなのですけれども、そういうことが疑問に思ったからお聞きしたわけです。

それから、消防費の件なのですけれども、これは無線機等、いつ起きてもおかしくない災害ということで、こういう設備を利用を予定したのでしょうかけれども、やはりこういうものは減額しないで購入するべきだというふうに思うのです。そういう面から質疑いたしました。

それから、教育委員会の米価の値上がりについて、分かりました。ずいぶん値上がりしたものだかと、私も田んぼはつくっているのですけれども、消費者なもので買っているのですけれども、ちょっと高いなという感じがいたしました。教育委員会の答弁は、結構です。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、井原議員の御提案というか、御質疑にお答えしたいと思います。

今補正におきまして過疎対策債の減額につきましては、こちらは事業の事業費確定または事業中止に伴う過疎対策事業債が多く、歳入のほうで見込まれた部分の減額補正でございますので、ただいま井原議員がおっしゃられた一般財源での組替えということではございません。事業費が確定したので、余った分、過疎対策事業債を減額しているということ

でございます。

ただ、ここ近年、過疎対策事業債につきましては、過疎の指定の市町村のほうから、市町村が増えたということもございまして、それに伴って過疎債の枠が国のほうでその分伸びていないということがございまして、実際、町のほうで要求する過疎対策事業債の発行希望額と実際に発行できる同意額の間には差ができて、やむを得ず一般財源と措置を取らせていただいているケースもございます。

今年度におきましても、当初要求額に対しまして一定の減額のほうをされている状況でございますけれども、ただいま過疎対策事業債につきましては余った分を国のほうに報告いたしまして、それを再度足りない市町村等に再分配するというような形で二次要望のほうがございますので、減額された分、何とか一般財源を入れなくて記載のほうで対応できるような形を取りたいと思いますので、現在、国、県のほうに二次要望という形で、減額された分を要求しているという状況でございます。

過疎債の全体につきましては、全体の事業費を確定して、発行額、実際に借り入れする額を決定するという形になりますので、詳細につきましては3月の補正予算のほうで御報告のほうをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第69号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午後零時21分休憩

午後1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8、議案第70号 令和6年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第70号 令和6年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第9，議案第71号 令和6年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第71号 令和6年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第10，議案第72号 令和6年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第72号 令和6年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第11、議案第73号 令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第73号 令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第12、議案第74号 令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第74号 令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

今回、第2条関係の補正で55万1,000円が営業外収益等において55万1,000円が減額されている。この内容について、詳細に説明してください。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

議案書1ページ、第2条、収益的収入及び支出の補正55万1,000円の減額についてでご

ございますが、今回の補正は大きく三つございます。

まず、一つ目は、令和6年3月31日時点の固定資産額が確定したことに伴い、長期前受金戻入及び減価償却費の額について補正するものでございます。

二つ目は、款1下水道事業費用、項1営業費用、目5総係費において3万3,000円を増額するものでございます。

最後に、支出の補正に伴いまして、財源としております一般会計から繰入れする一般負担金を減額するものでございます。

それでは詳細につきましては、13ページからの補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計負担金83万5,000円を減額するもので、主なものとしては、目5長期前受金戻入及び、14ページをお開き願いまして、支出の目7減価償却費が当初見込みで予算計上しておりましたが、令和6年3月31日時点の固定資産額が確定し補正することに伴いまして、一般会計から繰り入れしていた負担金を減額するものでございます。

13ページに戻っていただきまして、目5長期前受金戻入28万4,000円を増額するもので、節、他会計補助金戻入から県補助金戻入まで当初見込みで予算計上しておりましたが、令和6年3月31日時点の固定資産額が確定したことによるものでございます。補正予算額後の、補正予定額後の長期前受金戻入額は4億924万2,000円となります。

次に、14ページを御覧ください。

支出につきましては、款1下水道事業費用、項1営業費用、目5総係費3万3,000円を増額するもので、下水道事業運営協議会の会議開催を当初3回と見込んでおりました。2回増えることに伴いまして、報酬を増額するものでございます。

次に、目7減価償却費58万4,000円を減額するもので、節、有形固定資産減価償却費及び無形固定資産減価償却費を当初見込みで計算して計上しておりましたが、令和6年3月31日時点の固定資産額が確定したことによるものでございます。補正予定額後の減価償却費は4億7,628万7,000円となります。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第74号 令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第13、議案第75号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第75号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を同意することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第75号は同意することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第14、議案第76号から日程第21、議案第83号までの利根町農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

質疑通告議員は1名です。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

議案第76号から議案第83号まで同じなので、名前は違いますが、一括して質問したいと思います。

農業委員会、農業に関する諸問題の解決に向けていろいろ働いていただくわけなのですが、今回新たに農業委員が任命されます。それに当たって我々も同意をするわけなのですが、どなたが選定というか、選任というか、それをされているのか、どういうところでされているのか、それがまだ私も分からないので、そのことについて説明を求めたいと思います。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

議案第76号 利根町農業委員会委員の任命についてから議案第83号 利根町農業委員会委員の任命について、議会に同意を求める選定、選任の方法についてでございますが、農業委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、町長が議会の同意を得て任命することとされていることから、今回、委員候補者8名の任命について上程したものでございます。

利根町農業委員会の委員選任に関する規則第4条及び第5条に基づき、9月2日から9月30日までの期間で公募を行ったところ、定数8名に対し11名の応募がございました。

農業委員会に選任すべきものの選考に当たっては、同規則第6条により利根町農業委員候補者評価委員会を設置し、評価委員会設置要綱に基づき候補者の活動歴の審査を行うとともに、評価基準を作成、評価し、町長に意見を報告したものでございます。町長は、評価委員の意見の報告を受け、候補者の選定を行ったものです。

評価委員会の委員につきましては、候補者でない利根町農業委員会委員、利根町農業委員会会長経験者、利根町認定農業者協議会会長、総務課長、政策企画課長、まち未来創造課長、農業政策課長、利根町農業委員会事務局長で構成されております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第76号から議案第83号までの利根町農業委員会委員の任命についてをそれぞれ採決します。

採決は、採決システムにより行います。

まず、議案第76号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第76号は同意することに決定しました。

次に、議案第77号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第77号は同意することに決定しました。

次に、議案第78号を同意することについて、お手元のボタンにより投票をしてください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第78号は同意することに決定しました。

次に、議案第79号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第79号は同意することに決定しました。

次に、議案第80号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第80号は同意することに決定しました。

次に、議案第81号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第81号は同意することに決定しました。

次に、議案第82号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第82号は同意することに決定しました。

次に、議案第83号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第83号は同意することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第22、議案第84号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

4番 峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 議案第84号について質疑させていただきます。

茨城租税債権管理機構の本来の役割について伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 壮君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えをいたします。

茨城租税債権管理機構は、県内の全ての市町村を構成団体とする市町村税の徴収のため
の一部事務組合でございまして、平成13年4月に設立されたところでございます。

茨城租税債権管理機構の役割といたしまして、市町村からの高額な滞納事案や複雑な事
案などを引き受け、より高度で専門的な見地から滞納整理業務を行っております。また、
市町村職員を対象とした徴収実務に関する研修も行っており、徴収実務における人材育成
に努め、税負担の公平性と市町村の財源確保を担う役割を果たしていただいているところ
でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） そうしますと、住民のメリットとしては、この税負担の公平性と
いうところでよろしいのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 壮君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、税というものは公平性というものが確保しなければならない
という事案がございます。

本来、この茨城租税債権管理機構の目的といたしますと、やはり市町村の税の徴収、滞納
事案など、なかなか難しい税について徴収を行うというのが本来の目的でございますので、
その目的に沿って滞納処分の整理を行っていただいております。また、本町においても移
管しない税、そういったものを含めて町のほうでも滞納処分は実施しておりますので、今
後も茨城租税債権機構と一緒に滞納処分の実施を、滞納された方に対しての滞納処分を
実施してまいります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 反対答弁でよろしいですか。

○議長（大越勇一君） まず、原案に反対する議員の発言を許します。

4番峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 4番峯山典明です。議案第84号 茨城租税債権管理機構規約の変
更について、反対の立場で述べさせていただきます。

今回の規約変更は、森林環境税の徴収を茨城租税債権管理機構が行うようになるもので、変更の理由が不十分です。

提案理由が、令和6年度から個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を賦課徴収することとなったことから規約を変更することについて協議したいとなっておりますが、どうして規約を変更する必要があるのか、住民にとってどのようなメリットがあるのか、十分ではございません。

この変更について、住民が得られないとは何か。先ほど税の平等性というお話ございましたが、まだまだ慎重な議論が必要だと考えます。そして、滞納処分の厳格化は、経済的に生活が苦しく納税すること自体が難しいという人たちにとって、負担でしかありません。

また、規約変更の経緯や詳細な内容などが、十分に開示されているとも言えません。住民の理解を得るのは難しいと考えます。

国税の徴収は国が責任を持って行うべきであり、税の徴収は都道府県と市町村が行うべき業務だと考えます。茨城租税債権管理機構が行うべき業務ではない。

以上のことから今回の規約変更が住民にとって本当にメリットがあるのか疑問であることから、反対いたします。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第84号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第23、請願第3号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願を議題とします。

この件は、12月2日の本会議において厚生文教常任委員会に付託しております。

委員長から、会議規則第94条第1項の規定により、請願審査報告書が提出されましたので、タブレットにその写しを掲載しております。

ここで、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

新井邦弘厚生文教常任委員会委員長。

〔厚生文教常任委員会委員長新井邦弘君登壇〕

○厚生文教常任委員会委員長（新井邦弘君） それでは、今定例会において厚生文教常任委員会に付託された請願の委員会の審査結果について御報告をいたします。

本委員会は、12月6日金曜日午前10時10分から委員全員出席の下、慎重なる審査を行いました。

初めに、請願第3号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員である船川京子議員に説明を求め、その後、質疑、採決を行いました。

採決の結果については、全会一致で採決すべきものと決定をいたしました。

以上、会議規則第94条の規定により、報告させていただきます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、請願第3号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、請願第3号は採択されました。

○議長（大越勇一君） 日程第24、請願第4号 利根中学校のいじめ重大事態への対応の改善に関する意見書採択を求める請願を議題とします。

この件は、12月2日の本会議において厚生文教常任委員会に付託しております。

委員長から、会議規則第94条第1項の規定により、請願審査報告書が提出されましたので、タブレットにその写しを掲載しております。

ここで、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

新井邦弘厚生文教常任委員会委員長。

〔厚生文教常任委員会委員長新井邦弘君登壇〕

○厚生文教常任委員会委員長（新井邦弘君） 今定例会において、厚生文教常任委員会に付託された請願の委員会の審査経過と結果について御報告いたします。

本委員会は、12月6日金曜日午前10時45分から委員会全員出席の下、慎重なる審査を行いました。

初めに、請願第4号 利根中学校のいじめ重大事態への対応の改善に関する意見書採択を求める請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員である佐藤眞一議員に説明を求めるとともに、請願者の方に参考人として委員会に出席を求め、審査を行いました。その後、質疑、採決を行いました。

採決の結果については、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、会議規則第94条の規定による報告とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

10番山崎誠一郎議員。

○10番（山崎誠一郎君） 山崎誠一郎でございます。動議を提出いたします。

ただいま議題となっております請願第4号について、動議の提出理由を申し上げます。

私は、総務産業建設常任委員会に所属しております。先日行われました今回の厚生文教常任委員会での請願審査を傍聴いたしました。傍聴いたしましたが、陪席であるため意見等は申し上げることができないルールであったため、意見等を申し上げることができませんでした。

そして、本日のこの採決に臨むわけでございますが、請願者側だけではなくて、もう一方の行政といいますか、教育委員会の意見を拝聴してから判断するのが必要と考えた次第でございます。双方の御意見を拝聴し、今回の請願内容を適切に把握、判断するために、会議規則第48条の規定により、請願審査特別委員会を設置し、これに再付託することを望むという理由で、動議を提出いたしました。

以上でございます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） ただいま山崎誠一郎議員から請願第4号について、請願審査特別委員会に再付託の動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありましたので、成立しました。

○議長（大越勇一君） 請願審査特別委員会に再付託の動議を議題として採決します。

この採決は、起立により行います。

この動議のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） もう一度言います。

請願審査特別委員会に再付託の動議を議題として採決します。

この採決は、起立により行います。

この動議のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大越勇一君） 賛成多数です。よって、ただいま山崎誠一郎議員から、請願第4号については請願審査特別委員会に再付託することの動議は可決されました。

請願第4号については、請願審査特別委員会に再付託することに決定しました。

引き続き、特別委員会の選任を行います。

これより、委員の選任を行いますので、議員は議員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。委員が選任され次第、会議を再開いたします。

午後2時02分休憩

午後2時22分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、請願審査特別委員会の委員が議長を除く全議員と選任されました。

議長を除く全議員を選任することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定しました。よって、議長を除く全議員を選任することに決定しました。

これより、正副委員長の互選を行いますので、議員は議員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。正副委員長が決定次第、議会を再開いたします。

午後2時23分休憩

午後2時25分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、請願審査特別委員会において正副委員長の互選がされました。

議長にその結果の報告がありましたので、報告いたします。

新請願審査特別委員会委員長、船川京子議員、副委員長、新井邦弘議員、以上のとおりです。

ここで委員長の挨拶をお願いいたします。

請願審査特別委員会、船川京子委員長。

○請願審査特別委員会委員長（船川京子君） 特別委員会委員長をやらせていただくことになりました船川京子です。

誠実に取り組んでまいりますので、どうか委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第25，議員提出議案第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

提出者，6番新井邦弘議員。

〔6番新井邦弘議員登壇〕

○6番（新井邦弘君） 脳脊髄液減少（漏出）症の診断治療体制の確立等を求める意見書。

この病態は，脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外に漏れ出す，又は脱水などで髄液が減少してしまい，起立性頭痛，頸部痛，悪心，目まい，耳鳴り，聴覚過敏，光過敏，視機能障害，鬱，全身の倦怠感，ふらつき，高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては，交通事故，しりもち，整体，腰椎穿刺，スポーツ，遺伝疾患，脱水などで発症するといわれています。

さらに，原因不明の頭痛や目まい，倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には，脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性があります。この病気は通常の検査では診断ができず，専門員が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため，発見が非常に難しいのが現状です。

ですが，茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が，現在まで在籍した病院がありません。そのため，県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ません。ですが，脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため，通院のための長時間の移動は非常に厳しくつらいものであります。

それで，この病気の大変なところは，完治がなく，長期間において症状が続き，長期的ケアが必要です。唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても，漏れはなかなか塞がらず，複数回行うことが一般的です。しかし，県内では保険適用で長期間にわたり病態などをきちんと観察できる医師が在籍する医療施設が少ないのが現状です。

なお，脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いると言われ，多くが難治性の患者です。

しかし，難治性の患者の確立した治療法もなければ，難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬はなく，苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性疾患を救済するために，新しい治療の研究，そして難治性患者の難病指定を望みます。

難治性患者，そして難治性患者家族も限界です。こうした観点から国におかれまして，脳脊髄液減少（漏出）症を十分認識され医療体制を改善できるよう，下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1，研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ，治療方法の開発研究をし，治療体制を整えること。

2，難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年12月10日。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上です。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑を打ち切ります

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議員提出議案第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 賛成全員です。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を14時40分とします。

午後2時30分休憩

午後2時40分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第26、議員提出議案第3号 利根中学校のいじめ重大事態への対応の改善に関する意見書を議題といたします。

ただいま提出者より取下げの申出がありました。

お諮りいたします。

取り下げを許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。よって、議員提出議案第3号は取り下げられました。

○議長（大越勇一君） 日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

タブレットに掲載したとおり議員を派遣することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、タブレットに掲載のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任させていただきます。

○議長（大越勇一君） 日程第28、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続審査の調査の申出がありました。

この申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 最後に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和6年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月2日から本日までの9日間にわたり行われた今定例会もここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には慎重なる御審議をいただきました結果、御提案を申しあげました案件全て原案のとおり可決並びに同意をいただきましたことに、心より厚く御礼を申し上げます。本定例会の会期中、一般質問、また議案審査の過程で議員の皆様からいただきました御意見や御提言につきましては真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいりたいと考えています。

現在、令和7年度の予算編成を行っているところでございます。

また、町の最上位計画となる第5次利根町総合振興計画後期基本計画についても、今年度中の策定に向け取り組んでいるところでございます。

第5次総合振興計画におけるまちづくりの将来像でもある「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向け、引き続き各施策を進めてまいりますので、議員の皆様方には御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

年の瀬を迎え、本年も残すところあと僅かとなりました。季節外れの暖かさから一転、冬らしい寒さを感じるこの頃ですが、議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては健康に留意され、健やかな新年を迎えられますよう心から御祈念申し上げます、議会定例会

の閉会に当たり、挨拶とさせていただきます。

9日間、大変御苦勞さまでございました。

○議長（大越勇一君） 発言が終わりました。

以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和6年第4回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和7年第1回定例会は、3月3日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後2時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 大越勇一

署名議員 峯山典明

署名議員 新井邦弘